更新日 令和3年7月6日

緊急避難場所（一宮地区）

周囲の建物や建築物の倒壊から身を守るためや、延焼による二次災害から身を守るために緊急避難する場所を「緊急避難場所」といいます。その中でも、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を「指定緊急避難場所」としています。

「緊急避難場所」「指定緊急避難場所」は、災害の種類に応じてあらかじめ指定されています。

- 地震災害…周囲の建物や建築物の倒壊から身を守るために避難する場所
- 風水害…河川はん濫による洪水や浸水などの被害が予想される場合に、水害から身を守るために避難する施設

（指）：指定緊急避難場所

宮西

施設名	住所	地震災害	風水害
宮西小学校（指）	大宮4-5-33	グラウンド	屋運・校舎
一宮スポーツ文化センター	真清田1-2-30		建物2階以上
宮西公民館	文京1-3-1		建物内
宮西児童館	大宮4-6-13		建物内
押場保育園	音羽2-2-29		建物内
一宮商業高等学校	文京2-1-7	グラウンド	
上本町公園	音羽1-4-1	公園内広場	
音羽公園	音羽3-13-1	公園内広場	
北神明公園	北神明町3-29外	公園内広場	
大宮公園	真清田1-2-7	公園内広場	
野黒公園	音羽3-12-1	公園内広場	
九品地公園	文京1-3-1	公園内広場	